

令和 4 年

第 3 回 忠岡町議会定例会会議録

第 3 日

令和 4 年 9 月 2 9 日

忠 岡 町 議 会

令和4年 第3回忠岡町議会定例会会議録（第3日）

令和4年9月29日午前10時、第3回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 和田 善臣議員	2番 河瀬 成利議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 今奈良幸子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	住民部長	谷野 栄二
住民部次長兼生活環境課長		健康福祉部長	泉元 喜則
	新城 正俊	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長兼消防予防課長	岸田 健二		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長 (和田 善臣議員)

ただいまから会議を再開いたします。

(「午前10時00分」再開)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和4年第3回忠岡町議会定例会議事日程3日目についてご報告申し上げます。

- 日程第1 議案第39号 令和3年度忠岡町下水道事業剰余金の処分について
(総務事業常任委員会 委員長報告)
- 日程第2 議案第41号 附属機関に関する条例の一部改正について
(総務事業常任委員会 委員長報告)
- 日程第3 議案第42号 忠岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
(総務事業常任委員会 委員長報告)
- 日程第4 議案第43号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算(第5号)について
(総務事業常任委員会 委員長報告)
(福祉文教常任委員会 委員長報告)
- 日程第5 議案第44号 令和4年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
(福祉文教常任委員会 委員長報告)
- 日程第6 議案第45号 令和4年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
(福祉文教常任委員会 委員長報告)
- 日程第7 意見書第5号 「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」
(カジノ・IR計画)の承認についての慎重審査を求める意見書の提出について

日程第 8 意見書第 6 号 シルバー人材センターの安定的な事業運営のために適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入にかかる適切な措置を求める意見書の提出について

日程第 9 意見書第 7 号 統一教会と政界との癒着疑惑の解明とその被害救済を求める意見書の提出について

日程第 10 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上のとおりでございます。

議長（和田 善臣議員）

日程第 1 議案第 39 号から日程第 6 議案第 45 号までの 6 件の議案についてを、一括して議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認めます。

よって、日程第 1 議案第 39 号から日程第 6 議案第 45 号までの 6 件を一括議題といたします。

本件に関し、9 月 9 日の本会議において、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で内容の審査をした結果を常任委員会委員長から報告を求めます。

初めに、総務事業常任委員会の委員長報告を求めます。総務事業常任委員会委員長、松井匡仁議員、どうぞ。

総務事業常任委員会委員長（松井 匡仁議員）

議長の許可を得ましたので、総務事業常任委員会委員長報告を行います。

9 月 9 日の本会議において、本委員会に付託された 4 件の案件につきましては、9 月 20 日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第 41 条第 1 項の規定により、ご報告いたします。

なお、質疑応答などの詳細な内容につきましては、配布いたしております議事概要版のとおりでありますので、よろしくお願いたします。

議案第 39 号 令和 3 年度忠岡町下水道事業剰余金の処分については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、全会一致で可決されました。

議案第 41 号 附属機関に関する条例の一部改正について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答・反対討論・賛成討論があり、賛成多数で可決されました。

反対討論としては、クリーンセンターの跡地に新たにごみ処理施設を建設し、忠岡町と事業者が共同でごみ処理に当たる公民連携事業について、まず住民の合意を得ていないこ

と、2点目に、ごみ処理方針を決定するスケジュールがタイトであること、3点目に、これまでごみ処理の広域化を進める方針であったにもかかわらず、急に民設民営の混焼施設を誘致する方針に安易に転換したこと、4点目に、公民連携に忠岡町の主体性がないということ、以上4点が主な反対の理由でした。

また、賛成討論としては、忠岡町が事業者と結ぶ基本協定を12月議会で議決を求める方針であるため、今回は賛成するとのことでした。

次に、議案第42号 忠岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、全会一致で可決されました。

議案第43号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）につきましては、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答・反対討論があり、賛成多数で可決されました。なお、本件の反対討論につきましても、議案第41号との関連のある部分について、議案第41号と同様の理由で反対とのことでありました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された4議案について報告を終わります。

令和4年9月29日、総務事業常任委員会委員長、松井匡仁。

議長（和田 善臣議員）

ただいまの総務事業常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（和田 善臣議員）

次に、福祉文教常任委員会の委員長報告を求めます。前川議員。

福祉文教常任委員会委員長（前川 和也議員）

議長の許可を得ましたので、福祉文教常任委員会委員長報告を行います。

9月9日の本会議において、本委員会に付託されました3件の案件については、9月14日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配布しております議事概要版のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

まず、議案第43号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、全会一致で可決されました。

議案第44号 令和4年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、委員会記録のとおり、質疑応答・賛成討論があり、全会一致で可決されました。

最後に、議案第45号 令和4年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、全会一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された3議案について報告を終わります。

令和4年9月29日、福祉文教常任委員会委員長、前川和也。

議長（和田 善臣議員）

ただいまの福祉文教常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案1件ごとに討論及び採決を行います。

議長（和田 善臣議員）

それでは、日程第1 議案第39号 令和3年度忠岡町下水道事業剰余金の処分について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認めます。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

続いて、日程第2 議案第41号 附属機関に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ございませんか。是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

反対討論です。

議長（和田 善臣議員）

反対討論ですか、はい。

6番（是枝 綾子議員）

議案第41号、附属機関に関する条例の一部を改正する条例について、日本共産党議員団の反対討論を行います。

この条例案は、忠岡町の土地に一般ごみと産業廃棄物との混焼施設を民間で建設させ、民間に運営させるための事業者を選定する委員会を設置する条例と、その選定委員の報酬と費用弁償を支払う根拠を与える条例改正であります。今から約10年後の稼働を目途に、民設民営で200トンもの産廃焼却施設を今のクリーンセンターの場所に建設、運営する事業者を、何と来月10月に募集し、12月には基本協定を締結するという、議会、住民の中での事業決定の審議が飛ばされ、異例のスピードで決められてしまうというものであります。

付託された総務委員会で、我が党議員が意見で4つの問題点を述べました。1つ目は、住民の中での議論もされておらず住民合意を得ていないのに、事業を進めるための業者を来月10月に選定するのは時期尚早ではないかということ。2つ目は、議会の中でも議論をする期間が1か月では短過ぎること。3つ目は、広域化も民設民営も30年間を平均すると費用的に大差がないことから、広域化への真剣な努力が足りないこと。4つ目は、公民連携なのに事業者が決まらなると詳しいことが分からないという主体性が足りないのではないかという問題点を指摘いたしました。

私たちがなぜここまで反対をするのか、ここで申し上げておきたいと思います。忠岡町が今のクリーンセンターの場所に産廃焼却施設を持ってくるということを聞いた当初から、私どもは産廃は迷惑施設であるから問題であると申し上げてきました。忠岡町の説明は、産廃といっても一般廃棄物と性状は同じであり、今の焼却炉は性能が良くなってきているし、環境基準以下なので問題ないということでしたが、混ざり合って分別ができない化学物質で汚れていてリサイクルできないような、そんな産廃ごみを大量に今の9倍、10倍の量を焼却処分するわけですから、化学物質による大気汚染は現在のクリーンセンターで焼いている量と比べても多く出て、大気汚染が一層進むことが懸念されます。

私は、忠岡町の説明では疑問が晴れませんので、大阪府のほうに産廃焼却炉の排ガスの検査体制はどのようになっているのかをお聞きしました。大気汚染防止法、ダイオキシン特措法などにより、窒素酸化物、いわゆるNO_x、そして硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、水銀、ダイオキシン類の6つの汚染物質の項目があり、その濃度と排出量の両方で排出基準が決められています。

大阪府に提出する検査回数をお聞きしましたら、焼却炉の大きさや設置地域の条件にもよりますがということで、窒素酸化物は連続測定、ダイオキシン類は簡易測定と本格測定がありますが、本格測定は年1回、その他の4つの大気汚染物質は年数回ということでした。ダイオキシン類は焼却温度が低かったり、一酸化炭素が発生するいわゆる不完全燃焼すると発生しやすいので、施設側で温度と一酸化炭素の濃度のモニター監視が必要とのことでした。全ての項目を連続測定で府に提出しているならまだしも、検査結果を府に提出

してない、年に数回という、こういった提出してないときは、どれだけふだん出ているのか分からないので、やはり不安はぬぐえません。

また、焼却量が9倍、10倍になれば、濃度は変わらなくても、汚染物質の排出量は今の10倍になるのではないかと大阪府にお聞きすると、計算上はそういうことになりませぬと、大阪府の方はお答えされていました。ですから、府の方は、汚染物質の濃度だけではなく、排出量も含めて排出基準と考えてくださいとおっしゃっていました。

例えるなら、塩分控えめのおみそ汁を5杯、10杯とたくさん一度に飲んだら、塩分をかえって多く取ってしまうということになるわけです。基準値以下だからといって10倍もの排ガスを出すということは、汚染物質は確実に今よりも増えるということではないでしょうか。議員の皆さん、基準値以下だから安心と単純に考えるのではなく、今現在よりも環境がどのように変わるかという視点で、産業廃棄物の焼却炉を認めるのかどうかを考える必要があるのではないのでしょうか。

そこで大変重要になってくるのが、環境影響評価、いわゆる環境アセスメントです。普通、事業をする前に事業者が行うことになっています。行政が建てる場合は、行政が環境アセスメントを行います。しかし、今回の産廃焼却炉の場合、1日の焼却量が100トン以上ですから必要です。民間で建設するので、民間のその業者がするわけですが、決まっていないため、まだ環境アセスメントは行われていません。環境アセスメントが行われる前に事業決定するから、このような矛盾が出てくるのではないのでしょうか。環境影響評価が行われていないが安心してくれというのは、データとしての根拠がないわけですから、ない状態なわけです。

なので、私たちは岸和田市の岸之浦にあります岸和田市・貝塚市の焼却炉を建設する際の平成14年の環境アセスメント、環境影響評価書を見せてもらいに、岸和田市の環境保全課に行きました。見せていただくと、岸之浦から直線で約5キロ離れている忠岡町も大気汚染物質が飛んできているという、こういう図があります。ということで、もちろん基準値以下ですが、飛んでくるんです。もちろん忠岡町に産廃施設ができたなら、5キロ以上飛ぶわけです。新浜の地先とはいえ、忠岡町は面積が4平方キロメートルですから、完全に高月南のまだその先にも飛んでいくと思われまます。岸和田市の岸之浦にある岸和田市・貝塚市の焼却炉ですら、浮遊物質が忠岡町にも到達するというものですから、今回の産廃焼却炉の環境影響評価、環境アセスメントが行われていないので、住民は不安なままです。

今回の忠岡町の産廃焼却炉を誘致する計画には、議論する期間がない上、根拠となる環境のデータがなさ過ぎます。だから、住民の不安が解消されないんです。

それと、もう1点、これは忠岡町の財政運営の観点からですが、今の忠岡町クリーンセンターの焼却炉には、令和元年度に約1億3,000万円、令和2年度に3億7,400万円、令和3年度に2億2,000万円の予防保全ということで更新工事を行いました。

令和2年から5年度の現在の4年間の包括契約の際の議会で、付託委員会の際に私は、7億円もかける工事をすると、いつまでこの焼却炉は使えるのかと質問したところ、忠岡町の答弁は、更新工事に7億円程度入れるので、令和8年、9年、10年ぐらいまではもつのではないかと答えておられます。そして、延命的な工事を行うことで今後も使えると聞いておきますと答えておられました。明日壊れるという焼却炉ならまだしも、まだまだこのように8年、9年、10年と使える焼却炉を令和6年の3月の末で火を消してしまうというのは、大変投入した税金がもったいないのではないのでしょうか。

そして、三重中央開発の民間焼却炉まで運んで、年間3億円かけて焼却を委託するというのは、住民の納得が得られません。管理運転委託と補修工事は必要ですが、これから住民に損害を与えていないかどうか、この点は今後の議論になってくるのではないのでしょうか。

忠岡町の住民のごみを令和6年度から10トントラックに積み替えて、三重中央開発に運んで焼却するために、積み替えのための中継施設を来年、令和5年度で建設するから、12月で業者を決めないとこの工事ができないから、今決めなければいけないとなっています。ここが今決めなければいけないという大もとのところであります。でも、三重中央開発に早々と持っていかなくてもよいのではないのでしょうか。まだまだ現在のクリーンセンターを運転しながら、今後の焼却炉をどうするのか、住民の中で議論できるのではないのでしょうか。そうすれば、もっと十分な議論をする期間の確保ができるのではないのでしょうか。

9月の議会の特別委員会では、9月議会で決めるのではなく、プロポーザルで業者を選定して、そして本来、議決案件ではない基本協定書を12月議会にかけて議決するということにして、この事業の決定を12月に先送りすることが提案され、忠岡町もそうすることでしたが、業者を募集して決めて、基本協定を締結するところまで2か月間ですが、住民の中でこの2か月間で十分な議論ができるのでしょうか。この2か月で住民合意が確認できるのでしょうか。やはり1年、2年かけて十分議論することが住民には求められているのではないのでしょうか。2か月後に問題を先送りするにすぎません。

私たちは、住民合意の前にプロポーザル方式で事業者を選定する募集すること自体、認められるものではないというふうに思っております。

よって、日本共産党は、産廃焼却炉を誘致するための附属機関に関する本条例改正案に反対をいたします。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

続いて、賛成討論はございませんか。前川議員。

9番（前川 和也議員）

本町の今後のごみ処理方式について、公民連携方針を推進すべきとの考えから賛成討論

を行います。

3つの方式について、これまで議論が重ねられてきました。この議会でも特別委員会が設置されて、議論が重ねられてきました。どの方式についてもメリットとデメリットがあり、今後のごみ処理方式については、いかにデメリットが少ないのか、どの方法が一番ましなのかという観点で決定する必要があります。

まず、ケース1とされました現在の単独処理方式について継続を望む声というのは、この議会でも、町民の間でもないように思いますので、ここで申し上げることはいたしません。

次に、広域処理方式についてですが、これまでの説明では、委託は国からの予算措置が十分でないために、組合を構成する自治体より処理費用が高くなってしまうということでしたが、加入するにも向こうの組合側の同意があつての一部事務組合の加入なので、本町だけでいついつから入りますというふうに計画できるわけもなく、組合構成市より割高な委託がずっと続くことも予想されます。委託と参入どちらでも、組合の施設建て替えや改修時には単年度支出が増額し、その時点で組合に参入していない場合は、何億もの額を単年で支出することになります。そして、これが一番大きな問題だと考えておりますが、組合に入った場合ですね、将来、遠い将来ですね、施設の更新時に組合を構成する市町で、その立地、建てる場所、候補地を出し合うことになりますけども、本町にはそのような土地は果たしてあるのでしょうか。現在の土地の広さだけでは足りないということであれば、臨海部の下水処理場横の、現在スポーツなどで利用されている場所なども候補地となる可能性も十二分にあります。もっともそのような超大型処理施設が本町に建設される可能性も十二分にあるということ、広域を望む方は承知しているのでしょうか。

リスクが最も低い方法であり、府内でも突出している町民1人当たりの費用負担額を一番抑える方法であり、負担を抑えるだけじゃなくて増収にもつながる策、これが公民連携処理方式であるという考えから、その方式を進めていくスタートとなる本議案には賛成いたします。

議長（和田 善臣議員）

続いて、反対討論ございますか。三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

41号の附属機関に関する条例の一部改正につきまして、反対の立場より無所属の会を代表して意見させていただきます。

去る本年8月24日に、議員に向けての説明会があり、それから1か月強で判断しないといけないタイトなスケジュールにおきまして、本議案は上程されてきました。あまりにも短い期間ということで、40年間で企業にほとんど出さすんだという前提とはいえ、ごみ処理の委託費を含めると、やはりこの期間で40年間、100億円前後の判断を議会は迫られているという状況です。

委員会等が設立されたこと、また及び企業との協議内容については次回以降の議会に諮るといっていますが、この議案に賛同するということが、可決されるということは、事実上、泉北と協議を正式に打ち切るといふことのメッセージにもなると思います。

環境審議会におきまして、私も出させていただいておりますが、当初、私は住民説明をする気はないのかという問いかけに、しないということですとずっと押し通されておられました。議会の総意でプッシュしなくてはいけないぐらい、住民説明会レベルでさえもこんな大きなハードルであったことが、問題の実感の一端でもあります。

そのような経緯を踏まえて、私が大変気にかかるのは、公民連携ということで、今後新たなごみ処理場の操業が続く限り、問題が起これば必ず、住民説明について本町は必ず巻き込まれ続けるということです。企業の立場からすれば、事故が起こったときなどの、問題が起こったときなどの対応に関して、住民説明や、そういった各種そういうような同意に関しても、公民連携のスタンスなんだから、企業側のスタンスは外すことなく仲介に立ってくれるはずだという、そういう手形を得たということになります。当初は住民説明会をしないと言い張ったことを踏まえると、この部分だけをとっても懸念が残るところでもあります。

忠岡町の現在の担当の方が、契約期間向こう40年、責任を持ってここで対応し続けてくれるわけではないです。だって、役所ですから。ですから、企業との関係性については、しかるべき対策は、条例制定などを含め、できる限り事前にしっかりと枠組みをつくった中で進めるべきだと僕は考えています。

部長は、産廃などの各種規制が、上位法があるので働く条例は町としてあり得ないというスタンスであると、答弁でも、その後の問いかけでも同様にお答えいただいていたと思いますが、それ以前に、人口規模でいえば、移管されていない市レベルでもそのような条例や規制が、何らかの規制を加える条例の存在自体も知らないと答えられたというその見識は、軸足がいかにか企業に立っているということを暗に示していると私は思います。このような官民連携の取組に、この程度の見識で突入しようとするこの忠岡町の在り方に関しては愕然としたこと、それもまた私の事実でもあります。

また、忠岡町としては、何度も申しますが、負担がないのだから、この額の議案に反対することはおかしいという批判もありますが、やはり40年にわたって毎年数億円単位の委託費を、事実上決定を下すということになります。本来であれば、何度も言います。一定の条例制定などを経た上で、町と企業間のルールづくりを明確化して、このようなこれからの募集や協議段階に移ることが本来であれば筋であると考えております。

無所属の会としては、泉北環境に割高であっても参入して、それこそ産廃企業は、企業単独の責任で住民説明して、クリーンセンターの跡地でもどこでも操業するのであれば、それはそれでいいという基本スタンスは持っておりますので、ほかに反対する方との部分ではちょっと微妙な違いはあるかと思っております。この細かい説明に関しましては割愛させて

いただきますが、以上のことを踏まえまして、本議決案に無所属の会は反対させていただきます。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論ございませんか。勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

私は、賛成の立場から討論させていただきます。

私自身ですね、議員になる以前から、この忠岡町のごみ処理事業、特にクリーンセンター事業については問題意識を持って取り組んできたと思っています。それで当選もさせていただいた部分もありますんで、そういった議員になる以前からの思いも含めて述べさせていただきます。

まず、町が検討した3案ですね。先ほども前川議員がおっしゃってましたけれども、1つ目の単独方式、これはもうあり得ないということで、ここでは述べません。2つ目の広域化、それと今問題になっている公民連携方式、この2つのどちらかということになるんですけれども、まず広域化の部分ですけれども、私自身ですね、議員になる前から、平成19年、20年頃の長期包括の頃の議会議事録等々ですね、いろいろ読ませていただきましたけれども、何で広域化という3文字が出てきたのか、その根拠がずっと分からないということで来ました。議員就任直後からもですね、それは議会でも述べさせていただいてるとおりで、なぜ広域化というのを忠岡町が進めてきたのかということについては、私自身はずっと議員になる以前から疑問に感じています。全く根拠もなく進めてきているのではないかと。

ですので、むしろ忠岡町としてですね、根本的にどういう在り方が、忠岡町それから町民全体にとって一番いいごみ処理事業の在り方なのか、そこを今まで一度も精査、検討したことがないのであるから、精査すべきでないかと。これ、令和元年度の議会でも述べさせていただきました。そういう意見を踏まえていただいて、議会メンバーも変わったと、意見も変わったということで、担当部局のほうでこういった根本的な見直し、検討をしていただけたというふうにも伺っております。

ですので、そういった本町がですね、これまで進めてきた広域化というところを一旦ストップして、根本的にどういう在り方が町民にとって、本町にとって一番いいのかということを見直しを進めてくれたというその姿勢については、私は高く評価しております。ですので、これまでも述べているとおり、この公民連携方式については、むしろ本町が本腰を入れてきちんと本気で本町の住民、町にとって、どういうごみ処理事業が一番いいのかという部分を検討していただいた結果、出てきた案、プランですので、賛成するものであります。

加えてですね、広域化という部分ですけれども、これは従前から申し上げているとおり、実現性、それから住民へのメリットという点で、ないということが早々に分かってま

したので、私自身、この広域化は賛成してませんでした。ですので、むしろ杉原町長ご自身ですね、この点について公約に掲げられて、今、町長になられてるわけですがけれども、その部分、一般質問でも質問させていただきましたけれども、その公約を信じて広域化するであろうと思ってこられた町民の方々への説明責任というところは、一定あるのかなと思っています。ですので、そこは町長ご自身の政治責任というところで、きちんと住民の理解を得ていただきたいなというところがありますので、この議案に賛成するしないと別の部分で町長には求めていきたい部分であると思っています。

で、反対意見のおっしゃってる内容ですね。すごい分かるんですね。ですがけれども、まず反対意見にありました不安、懸念、問題点等ですね。これについては私自身、非現実的といいますか非論理的といいますか、我々賛成者を説得するにはいささか根拠が乏し過ぎるなと思っています。むしろその根拠が明らかでなくて、産廃施設は迷惑施設だという完全にイメージですね。根拠もなくイメージで反対というところの声を上げるのは、むしろ知識に乏しい住民の方々、一般の方々の不安をあおってしまい、よろしくないのではないかと考えています。

ですので、私自身、この不安点、懸念点につきましては、現在の日本の法制度、特に産廃ですね。産廃ごみに係る制度を見ますと、かなり厳しい基準も設置されてますし、特に産廃ごみというのは、一般の方はご存じないと思いますけども、一般家庭ごみよりもきれいなんですね。一般家庭ごみは、何でもかんでもぶち込んで一緒に燃やしてしまえという感じでワーストと出されますけど、産廃はほんとにきちんと分別しないといけないですし、その後の収集、運搬、処理に至るまで、一般家庭ごみよりもかなり厳しい規制がかかりますので、そんなむやみに不安がる必要はないということだと思っています。

ただですね、私自身、これも従前から特別委員会でも述べさせていただいてますけれども、町側、理事者側の、町長も含めてですけども、やっぱり説明責任ですね。住民の理解を得るといふ部分が足りてない。そこはほんとに思ってます。実際、多くの住民の方々の理解、納得が得られているかといいますと、そこはまだまだ得られてないんじゃないかというところは事実だと思っています。

ですので、今後ですね、住民の方々への丁寧な説明をしていただいて、理解を得ていただくということは課題として残っていますけれども、先日の特別委員会の中でも、12月議会で協定を締結するという部分については、議案として提出していただいて、議決を得ると。もう一度我々にこの公民連携方式について丸かペケかを検討する機会がもう1回与えられてるわけですから、私自身、現時点では特に反対する理由が見当たらないと。むしろスケジュールが延びて、また数億円、財政負担が強いられるということは、むしろ町民にとってはメリットがないと。で、住民合意というところね、先ほど反対意見の中でおっしゃってましたけれども、じゃあ1年、2年かけて住民に説明をしていったら、結果が変わるかという、変わらないと思います。時間が問題なんではないと私自身、思ってま

す。時間をかけたらいいものでもないですし、この公民連携方式というのはきちんと本町が精査・検討していただいた中で出てきた検討案で、ある意味これしかないわけですから、ほかの案がね、ほかの1案、2案が駄目な状態で、これが一番ベストかどうかというところでは、ベターだというところで賛成させていただいています。

ですので、現時点では、12月議会にもう一度協定書について議決を得る機会を設けていただけるというお約束もさせていただいていますので、そこにもう一度判断する機会を設けるという意味で、現時点では賛成させていただきます。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第41号を起立により採決します。

本件について委員長の報告は、原案可決であります。

議案第41号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（和田 善臣議員）

起立多数であります。

よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

続いて、日程第3 議案第42号 忠岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決いたしました。

議長（和田 善臣議員）

続いて、日程第4 議案第43号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）については、お手元に配布のとおり、是枝議員ほか2名から、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により修正の動議が提出されており、所定の発議者がありますので、動議は成立しております。よって原案と併せて議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。二家本議員。

5番（二家本英生議員）

議案第43号、令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）に対する修正案の趣旨説明を行います。

当補正予算は、歳入では普通交付税やいこいの広場の改修工事に伴う宝くじ社会貢献広報市町村補助金など、歳出においては前年度黒字による財政調整基金への積立金、町民いこいの広場の改修工事、文化会館には車椅子で来られる方への対応となるスロープの設置工事など福祉向上のための必要な予算が組まれています。

しかし、歳出における第4款 衛生費、第2項 清掃費で、一般廃棄物処理公民連携事業者選定委員会を開催するための委員報酬並びに費用弁償、委託料として公民連携協定法律確認等の業務委託料が含まれています。この補正予算は、今後、忠岡町に民設民営で、しかも産業廃棄物焼却施設を建設するための関連予算になります。

産廃施設については、先ほどの党議員団の是枝議員からもありましたとおり、問題が多くあります。特に環境問題で不安を感じる住民が多く、9月12日に住民説明会を開催したのみで、住民への説明もされていません。議論が進まず、住民合意が確認できない中、先に業者を公募、選定するのは時期尚早でもあります。

よって、第4款、第2項、第1目 清掃総務費を除いた分を修正案として提出いたします。皆様のご賛同をお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより本修正案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、原案、修正案について一括討論に入ります。

議長（和田 善臣議員）

まず、原案に賛成者の発言を許します。勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

この修正案ですけれども、原案についての賛成討論は先ほど述べたとおりですので、その

意見をもって賛成討論とさせていただきます。

議長（和田 善臣議員）

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

原案に反対、修正案に賛成の立場で討論を行います。

まず、先ほどの議案第 4 1 号のところでの議論で、その原案に賛成の方の、産廃は一般家庭ごみよりもきれいだという大変驚くべき発言を聞きました。そのことこそ、その実態を知らないのではないかというふうに思います。住民の方が聞いたら、どれだけ怒りはるか分かりません。そういった根拠がないと言われますが、その産廃がね、迷惑施設だという根拠がないと言いますが、やはり産廃施設は迷惑施設なんです。

で、その証拠に、公民連携協定方式の費用想定では、その産廃の受入れによる処分分担金、忠岡町域以外からの持ち込みされる産廃のごみについては、トン当たり 1, 0 0 0 円を徴収するというので、徴収するんですね。迷惑でなかったら、こんなもの取る必要はないわけです。だから、ごみが増える、産廃であるということ取りはるということなんだと思います。ということで、やはりここで迷惑料というふうに一般的にこれは言われていますので、やはり迷惑施設には変わらないかと思います。だったら、取らないということになります。

ということと、あとですね、産廃だけでなく、これ、公民連携協定方式の忠岡町の資料です。事業スキームの概要のところ、災害廃棄物というものがあります。災害廃棄物も受け入れると。災害が発生した場合、平時に受け入れしている建設廃材と産業廃棄物、1 8 0 トン 1 日、その受入れを停止し、優先的に災害廃棄物の処理を行うということですが、災害廃棄物というものはどのようなものか。

例えば、東日本大震災のときや阪神・淡路大震災のときのあのごみですね。泥にまみれて、家の中のものが全部一緒にね、そこには体温計やら水銀が含まれているもの、いろんなものがいっぱいあるわけで、それを再利用できるものについては少しは分別をされるかもしれませんが、それを焼くというわけですから、金属もいっぱい入っているでしょう、分別せずに。こんなん分けてられないということで、どんどん焼却されると。だったら重金属の問題や、また水銀、そういった様々な公害の物質ということが大変心配にな

ってきます。

ということで、災害廃棄物ですが、こんな焼いてあげないとかおいそうとか気の毒やということで焼いていくということになると、分別されないで燃やされるというものが大量に大気汚染物質が発生するということになります。これはほかのものを停止して、忠岡町の一般廃棄物のその分は焼きながらでしょうけれども、やはりこれは大変問題になってくるわけでありまして。ということで、そういったものも含めて、事業スキームでは災害廃棄物の受入れということ優先してされるということですから、これも大変な問題であります。

広域化について、やはりそれも含めて、きちんと住民の中でもう一度議論をするということがじゃあ必要ではないかと。それが2か月でできるのか。12月にもう一遍賛否を問う場を与えていただいたんですが、与えていただくようなもんじゃないです、そんなもんは。ということで、与えていただくというよりも、きちんと住民の中で説明をして、そして議論をして、そしてその議論を基に町議会も議論をして決めていくという、この期間が必要だということで、これは1年、2年かかってもすべきであります。将来40年後まで動かない、のいてと言ってもものいてもらえない産廃廃棄物の焼却施設ということありますので、これは十分に時間をかけなければいけないと思います。

そういったことから、業者を選定して、12月でもう一遍賛否というのでは短過ぎる。住民の説明が圧倒的に賛成の方でも足りないと言ってるわけですから、2か月で住民に十分な説明ができるのかということ逆を問いたいと思います。やはり1年遅れるとそれだけかかると言うけれども、三重の中央開発に持っていくのに、ただではありません。やはり3億近くのお金がかかるわけです。中継施設をそこに造らないといけません。中継施設は、特定目的会社のSPCに造らせるということでありましようけれども、それはやはり後の稼働した際の焼却料にはね返ってくる、影響してくるということも、特別委員会や、また総務委員会の中でもそういう答弁があったわけです。

だから、ケース3の公民連携の民設民営の分が安くつくと言っていたにもかかわらず、広域化したときのとそう大きな差がないというのは、やはりそういう中継施設の建設費や、そして撤去、そして建設する分というのがやはり影響してくるというのは否定できない。丸々全然一切かかりませんということだったら半額以下にもっと安くなるんじゃないですかということなんです。でも、そう安くないというのは、やはりそういう費用がSPCを通じて焼却委託料に影響してくるということは、忠岡町もそのようにやっぱり影響するとおっしゃっておられたので、安くないということでもあります。ということで、もう一度よくよく議会の議員がこれを読み込んで、きちんと議論するには2か月では足りないと思います。

ということで、それを議論の期間を保障せず、業者を募集して、決めて、そして仮協定まで結ぶということは拙速だと思います。

ということで、ぜひこの予算はもう一度削っていただいて、関連予算は削っていただいて、きちっと議論する期間を保障する。募集はまだ一旦ストップするということが必要だと思います。十分な議論を進めるための忠岡町の十分な説明会を開いていただくことが必要という観点から、この関連予算は削除することに賛同いたします。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論はありませんか。今奈良議員。原案に賛成ですか。修正案に反対ですか。今、修正案に反対の方です。

10番（今奈良幸子議員）

反対です。

議長（和田 善臣議員）

はい。

10番（今奈良幸子議員）

議案第41号と第43号はセットとも言えます。私は、公民連携協定方式を推進すべきとの立場から、修正案に反対として討論いたします。

高度成長期からバブル期にかけて、物の製造、消費が増大するとともに、廃棄物の量も急激に増えました。これに伴い、不法投棄など不適正な処理も横行し、社会問題となりました。

1990年、産業廃棄物の流れを確認して適正な処理を行うことを目的とする産業廃棄物管理表、マニフェスト制度が任意運用としてスタートし、1993年に義務化されました。マニフェストとは、処理委託した産業廃棄物が契約内容どおりに適正処理されたかを確認するための管理伝票です。産業廃棄物を処理業者に引き渡すと同時に交付されます。産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名などが記入されており、委託した産業廃棄物の処理が終わるまで、これらの廃棄物とともに移動します。

また、公民連携協定方式では、実施協定締結の際に産業廃棄物において搬入を希望するものにおいて認定する、認定を認めないものを選別した認定の仕組みをつくり、忠岡町が審査認定した産業系循環型資源廃棄物として処理するとのこと。産業廃棄物を適切に処理し、再利用できるものを有効活用することこそSDGsの12番、つくる責任、使う責任目標であり、総括的に考えると地球への優しさにもなります。町民は今を生活している方も多く、ごみの回収時間、ごみ袋代などの変更点があるのか、大気汚染は大丈夫なのか、住民サービスがどうなるかなどを知りたいと思います。

12月までの間、町民の方々にしっかりとした説明会を開いてくださるとのことなので、公民連携協定方式を廃案に導く修正案には反対します。原案には賛成いたします。

議長（和田 善臣議員）

念のため確認しておきます。ただいまのは修正案に対する反対意見の討論でございます。

す。

次に修正案に賛成の討論、ございますか。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

先ほどからの議案第41号の条例案の賛成討論と、そして今のこの出されています議案第43号の賛成討論についてお聞きしますと、産廃業者の立場に立っているとしか思えません。住民の立場には全く立っていないと。まるで先ほどの条例案の賛成討論に関しましても、理事者側が説明しているような、理事者側のほうの立場に立ったというような、そういう感じを取りました。

そして、さっきの賛成討論の中でも、住民理解がまだまだ得られていないと、そういうところは認めておられるわけなんですね。しかし、時間をかけても変わらないと、これ以上時間をかけて住民説明しても変わらない、理解できないと、そういった矛盾した、そういった意見でございました。自分たちのことは自分たちで決めると、住民自治の立場、これを考えますと住民自治の観点からしても、これは決して認めるものではないというふうに思うんです。まだまだ、やはり先ほど是枝議員も言いましたけれども、まだ炉はまだこの先、6年、7年ともちます。その間じっくりと時間をかけてやはり住民説明をする、そして住民合意を得る、これが一番大事なのではないかなというふうに思います。

サービスの低下というのを、住民サービスのことも心配されておりますけれども、住民サービスと併せて、やはり私たちが心配しているのは産廃施設が来て大気汚染、住民の生活環境が変わると、そこが大変心配しているところであります。そういったものをこの先、1年と6か月先にもう決めてしまうと。決めてしまうじゃない、1年6か月先にはあそこをつぶしてと、三重中央開発に持っていくと、そういったことを決めていいのかと。やっぱり議論はまだまだできていないというふうに思います。

ですので、この補正予算ですね、補正予算に関しては我が党は反対の立場で討論させていただきます。原案に反対で、修正案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論ありませんか。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

この修正案に対しては反対討論です。原案には賛成で、修正には反対と。

議長（和田 善臣議員）

どうぞ。発言を許します。

2番（河瀬 成利議員）

公民連携方式を推進する考えから討論を行います。

先ほど同じく賛成の前川議員、今奈良議員より財政的観点、環境の観点から賛成討論がございましたが、私は災害時の観点から討論を行いたいと思います。

我が国は災害大国です。本町でも平成30年9月の大型台風によって大きな被害を受けました。災害時には間違いなくたくさんの災害ごみが発生します。その災害ごみをいかに迅速に処理していくかは後の復旧、復興に直結するものであり、公民連携方式では町内に十分な処理能力を備えた施設ができることとなり、災害時には町の一般廃棄物と災害廃棄物を優先処理するということでもあります。

災害時のメリットというのは、ふだんは気づかないものですが、災害大国日本の一自治体として迅速な対応ができる施設があるかないとでは、大きな違いがあると考えます。よって公民連携方式を進めるべきであり、原案には賛成いたしたいと思います。

そして、付け加えて、先ほどから住民の納得を得るようと、いろいろ意見が出ております。やはり私もそれは大事だと思います。この前やった9月12日のああいう説明会でなく、各地区の公民館とか回っていただいて、足を運んでいただいて、住民に納得できるよう、住民が納得できるような説明会を行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第43号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

まず、本件に対する是枝議員から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（和田 善臣議員）

起立少数であります。よって修正案は否決されました。

議長（和田 善臣議員）

次に、原案について採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（和田 善臣議員）

起立多数であります。よって原案は、可決されました。

議長（和田 善臣議員）

続いて、日程第5 議案第44号 令和4年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論ないということで、討論についてはこれで終結いたします。

これより議案第44号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

続いて、日程第6 議案第45号 令和4年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認めます。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第7 意見書第5号「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」（カジノ・IR計画）の承認についての慎重審査を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画（カジノ・IR計画）の承認についての慎重審査を求める意見書案について趣旨説明を行います。

大阪府、大阪市はカジノ誘致計画を国に申請しました。しかし、2021年12月末に公表されたカジノ誘致計画案は、府政だよりや区政だよりへの掲載等必要な周知を一切せず、また約20万筆に及ぶ住民投票を求める直接請求が、わずか半日の府議会の審議で否決されました。そこには地域住民の合意が存在しません。さらに、カジノ誘致計画には重大な問題があります。

1つ目、カジノ事業者が2%の確率でギャンブル依存症の発症を認めており、近隣住民のギャンブル依存症のリスクがあること。

2つ目、大阪市長の「カジノには一切税金を使わない」との発言に反し、土壌改良に約790億円の負担を表明、市民から「行政の負担は不当だ」と、住民監査請求が行われていること。

3つ目、大阪府、大阪市と大阪IR（株）が締結した基本協定は、カジノ事業者につけ込まれ、行政は今後予測される地盤沈下対策など、莫大な費用負担になる可能性があり、住民生活への悪影響は避けられないこと。

4つ目、年間2,000万人ものIR入場者数、IRの年間売上げ5,200億円というカジノ誘致計画は、コロナ禍前の計画を上回る無謀なもの、これらの問題点を曖昧にすることなく、カジノ・IR計画を承認することについて国に対し慎重審査を求める意見書であります。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

前川議員。

9番(前川 和也議員)

本意見書の提出について反対との立場から討論をいたします。

この意見書をご覧いただきたいと思うんですけども、まず冒頭でございます説明不足であると、住民投票条例制定が否決されてしまったということについてですが、地方自治制度の根幹は間接民主制であり、住民の意思の反映については選挙を通じて選ばれた議会が中心的な役割を果たすこととなっております。区域整備計画については、府議会、大阪市議会にて十分な議論をもって多数で承認されており、住民に問う意味が見出せません。

次に、ギャンブル依存症のリスクについてですが、大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、他府県よりも先進的に取り組んでいるところであります。IR誘致を目指す大阪府として、依存症対策の強化は避けては通れないところであり、大阪府独自に実施している依存症対策拠点、OATISの機能強化、また対策を推進するための財源確保に向けて基金創設の条例制定も計画されているところであります。

次にありますカジノへの税金投入で自治体財源が際限なく膨らんでしまうということですが、IRは事業者が自ら施設を設置し運営するという民設民営の事業です。土壌汚染対策、液状化対策等の土地課題について大阪のIRが、国内外から毎年約2,000万人の来場者が訪れる国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、事業用地としての適正確保を行う必要があります。土地に起因する所有者としての責任に加え、大阪臨海部のまちづくり全般の政策的な観点も踏まえて、土地所有者である大阪市が負担することとなっております。当該負担の指摘については、一般会計の税で負担するものではなく、土地造成事業を実施し、造成した土地の賃貸収入など事業経営に伴う収入から賄われる特別会計でありますことから、際限なく膨らむとの指摘には当たらないと考えます。

最後に、入場者や売上げの予測の見込みが全然違うということについてですが、コロナ禍前の予測とコロナ禍での予測を比べると数字は大きく変わってくるものであります。最新の予測は、カジノ施設の来訪者についてはIR事業者において人口統計や訪日外国人客統計等の統計情報及び既存IR施設での実績、知見を踏まえて、国内旅行者、日帰りと宿

泊、これは分かれてるんですけども、日帰りの方、宿泊の方、また訪日外国人旅行者別に推計されており、カジノ施設以外の施設については近畿圏及び日本国内にある既存の施設を参考に施設ごとに細かく推計され、それらは区域整備計画に考え方とか積算方法が掲載しております。

以上のおり慎重審査を求めるといふ根拠が弱いことから、本意見書には反対いたします。

議長（和田 善臣議員）

他に討論ございませんか。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

賛成の立場から討論させていただきます。

この意見書案の中にもございますように、IR計画の是非について住民投票条例の制定を求める府民の約20万筆、これが直接請求されたけど、わずか半日で府議会の審議で否決をしているということでもあります。今まで維新の会は、都構想では住民投票をして、1回目、反対の投票が多かったにもかかわらず2回もしたと、こういったところは大変矛盾しているのではないかというふうに思います。

日本維新の会の代表で、当時大阪の松井知事ですね。松井知事が2016年の12月22日、住民向け説明会で、参加した市民から「カジノ誘致に税金を使っていいのか」などと問われると、次のように、「カジノに税金は1円も使わない」と、このように断言しています。そして続けて、これだけははっきり言うておきます。「IR・カジノに税金は一切使わない。民間事業者が大阪に投資してくれるんです」と、こういうふうに言い放っているわけです。

ところが、この間、カジノ予定地である大阪市夢洲の液状化、そして土壌汚染対策に790億円もの公費を投入することが判明いたしました。そして、その他の夢洲インフラ整備費用も含めて総額4,000億円を超す費用がかかることも見込まれていて、府民、市民のお金がどれだけの規模で投入されるか、全く不透明です。

大阪の誘致計画では、カジノを含むIR、統合型リゾート施設への年間の来客、来場客数は2,000万人と見込んでいます。そのうちの6割、1,200万人がカジノ以外の国際会議場やイベントに足を運ぶと想定しているわけです。しかもカジノ業者は、このほとんどが日本人客で占められることを明らかにしています。大阪カジノに進出する企業のパートナーであるオリックスは「客は全員日本人。日本人だけでどれだけ回るか。その前提でプランニングを作っている」と述べています。カジノ客を除いて来客1,200万人

という数字は、日本国内のこれまでのイベントと比べても桁外れの大きな数字です。

例えば、今年6月6日に新国立競技場で開かれたサッカーの試合は、日本対ブラジルというまれに見るビッグゲームだったこともあり、観客数は約7万人となりました。1,200万人という数字は、こういうゲームを1年の約半分、2日に一度の170日間開催して初めて達成できる数字であります。

また、日本のプロ野球の観客動員数が過去最高となったのは、コロナ禍前の2019年ですが、1試合平均約3万人でした。仮に2019年と同じ規模の観客で1年365日、毎日試合をしたとしても、合計でようやく1,095万人となる計算であります。こうした数字と比較いたしましても1,200万人の来客数がいかに過大で非現実的な見積もりか、これは明らかであります。

そして、カジノ導入に伴うギャンブル依存症の問題、これにつきましては厚生労働省の研究班が2017年9月29日、国内のギャンブル等依存に関する疫学調査を公表しました。全国300地点から1万人を対象に面接調査を行った結果です。それによりますと、ギャンブル依存症の人の割合は成人の3.6%、約320万人と推計されます。問題は、日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して異常に高いということであります。

この要因となっているのが、世界に例を見ない遊戯であるスロットマシンを含むパチンコです。厚生省研究班の調査でも、ギャンブル依存の疑いのある320万のうちの8割がパチンコ依存と指摘されております。舞洲にできるカジノは、日本最大のパチンコ店を2倍も上回るパチンコ、パチスロ台を持つことになり、一般的なカジノによるギャンブル依存症だけでなく、従来日本で大問題となってきたパチンコ、パチスロによる依存患者数を激増させることになることはあまりにも明らかと言わなければなりません。

ギャンブル依存の問題は、当事者や家族にとって重大な問題ですが、社会的にも大きな損失となります。ギャンブルの消費者が借金を背負って会社を首になり家族崩壊に行き着く、こういったことも現実にあります。

カジノは言うまでもなく刑法が禁じる危険な賭博場です。それを合法化したカジノが上げる高収入を当て込んで、ホテル、国際会議場、展示施設などを備えた巨大な観光施設をつくるというのがIR構想であります。

しかし、カジノ二法の成立後も国民の中でカジノ反対の世論は圧倒的多数であります。日本のどこにもカジノは要らない、国民のこの声を政府に突きつけ、カジノにしがみつく賭博政治からの転換を図らなくてはならないというふうに思います。

よって、国に対してこれらの問題点を曖昧にすることなく、大阪府、大阪市が申請した大阪夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画を承認することについて慎重審査を求めるといことで、この意見書案、ぜひこの忠岡町議会でも可決されますよう皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論ございませんか。

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

私、この意見書については賛成の立場で討論させていただきます。賛成討論、先ほどからもほかの議員の方々が述べられていますので、補足的に付け足しといいますか、述べさせていただきます。

このカジノ計画ですね。I R計画については直接請求もされてます。行政が進める施策というのは2通りあると、私、思っています。1つは首長以下行政側が本当に住民のために考えて誠実に検討して、事業、施策を進めていくパターンが1つ。もう一つは首長以下議会ですね、数の力で押し切るといいますか、政治的に進めるパターンと、この2つ、あると思っています。

先ほど、私、本町のごみ処理事業計画の件については賛成させていただきました。というのは、今言った前者の行政側が誠実に本来のあるべき施策を検討して進めているから賛成しているものなんです。

一方、このI R計画については、むしろ政治的に進められていると思う部分が多大にありまして、そこには疑問を感じています。特に先ほどこの意見書に対する反対意見の中で、間接民主主義、議会制民主主義の点について述べられてましたけれども、間接民主主義、議会制民主主義、確かにそうなんですけども、議会もやっぱり暴走することがありますし、ミスすることもある、間違えることもある。そういった間接民主主義を補完する、補うために地方自治法は、やっぱり住民自身が直接自分たちの生活に関わる部分、大事なものは、直接声を出して自分たちで動かさないといけないよねというところで、この直接請求という制度をつくって、設けているわけなんですよ。

今回、このカジノ・I R計画については、実際、直接請求20万筆の府民の署名も集まっております。この直接請求というのは、やはり間接民主主義、議会制民主主義よりも重いというものです。ですので、この直接請求にある住民の声、明らかに数で表れている声を無視するというのはいかがなものかと思っていますので、ですので、この意見書については賛成の立場で討論させていただきます。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論ございませんか。本件に反対の方。

北村議員。

3 番（北村 孝議員）

共産党さんから出されました大阪舞洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画がありますが、これは府議会で2月に議決されたところであります。そのときに我が党公明党が主導して、1つ、世界最高水準の国際会議場や展示施設の整備とともに、積極的に国際会議や展示会などを誘致すること。2つ、I R開業前に仮称大阪依存症センターを前倒

しして設置すること。3つ、安全・安心な大阪の観光拠点とすべく先進的な取組をすること。この3点の附帯決議をしました。この附帯決議が実効性のあるものとなるよう、ギャンブル等依存症対策を初め懸念される諸課題に対し、府が着実に取り組んでいくことを改めて求めております。

また、IR事業用地の液状化対策の土地課題への費用は、大阪市の債務負担行為の限度内に抑えるべく適切に取り組まれることも、重ねて求めております。

こういったことから、知事の答弁には「府民の意見に耳を傾け、懸念される事項や課題をしっかりと説明するとともに、依存症対策を初め懸念事項対策にしっかりと取り組む。IRの意義や効果についての情報発信をし、府民の理解促進に務める」とありましたと聞いております。8月、9月には府民向けのセミナーも実施されております。

以上の観点から、ただいま出され、議論されておりますこの意見書には、公明党といたしましては反対の立場であります。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論ございませんか。

三宅議員。

8番（三宅良矢議員）

本意見書につきまして、賛成の立場より補足説明をさせていただきます。4点ほど説明させていただきます。

1点目です。よく、先ほどもありましたが、ギャンブル依存になった対策を、カウンセリング体制を充実させます、だから大丈夫ですという意見があります。今、日本全国で約4万人の臨床心理士が登録されて、実質大体3万5,000人ぐらいが活動されています。そもそも需要増によって、カウンセラーの足りてないことの認識が皆さんにあるかなというところが私の疑問でございます。少なくとも年間想定来場者は2,000万人です。要カウンセリング対象者、どれぐらい行くでしょうね。この人数でやりますかというところですね。

また、どのようにカウンセラーの人数を増やして育成していくかという議論が、めったに聞こえてきません。一部これかなと思うのは、大学の単位さえ取れば取得できる認定心理士という資格があります。あと民間企業が独自で、カウンセラーの資格もどきですね。僕は別名、それを心理カウンセラーもどきと呼んでいるんですけど、そういった人らを増やせば増やすほど数字の帳尻を合わせるので、推進派の方はそれでええんやろというような認識なのかなというところだと思います。臨床心理士は絶対にそこまで増えません。私の会派はそれではおかしいと思っています。対応する方は全て実務経験のある臨床心理士等に限って限定して活動していただきたいと。でも、そうなるとすればカウンセリング体制、圧倒的に質も量も足りてません。どうするんでしょうか。

2点目です。「日本にはほかのギャンブルあるんやから、今さらカジノ程度でどうやねん」という意見があります。でも、聞いてください。今ある現金を2分の1の確率で倍にできるギャンブルって、ほんまにカジノしかないですよ。ルーレットです。競馬、競艇、オート、そんなんで2.0倍のオッズがあるやんけというような話があります。でも、これ、確率論でいえば25%から35%ぐらいの確率論であって、ギャンブル性の高さ、いわゆるドーパミンがぼんと働くレベルですね。そういう意味であればカジノのルーレットというのはめっちゃ群を抜いてるんですね。丁半博打です、昔の。これでギャンブル性が、「いや、ほかにもギャンブルあるんだから、そんなにこれ高くないよ」と言う人の意見、時折聞こえるんですけど、何を指して、何を根拠、どんな比較で言ってるのか、ちょっと僕は分からないので、こういうことで根拠の裏付けなく飛び交う意見というのはとても残念なところかなと思っています。

3点目です。毎年1,060億円を大阪府と大阪市に納めるということになります。「それを福祉に回すんだ。だからだ」ということも言うてはります。けど、考えてください。カジノを開始して、その翌年にすぐ納付還元、始まるんじゃないです。何十年先と出しているMGMなどの主催者の見込みで、あるかできるかという状況です。カウンセラーの費用などの税金も出費がこれから出る、入ると言うてますけど、当初からしばらくの間、数十年負担し続けられないといけないというわけですね。

よく「福祉の原資に回すんだ」という意見が聞かれますけど、ただ条例で、じゃあ福祉の原資に全部回すのかということ、そういうことも定めるような話を聞かない中、確保されている、そういう確約自体何なのか、すごい皮算用で主張できることは、何か驚きにも値します。

4点目です。カジノ事業者のMGMの試算では、5,400億円の利益で経済波及効果は1兆円だ、先ほども言ったように「大阪府と大阪市の納付金、毎年1,060億円差し上げますよ」、素晴らしいことに聞こえますよ。でも、その可能性、これを可能とするためには、成り立たせるためには、これは阪南大学、桜田教授という統計関係の学問の先生なんですけど、その方が試算されたやつで、毎年6兆円を売り上げて、粗利益ですよ、7%で、これ粗利7%って結構高いです。普通の会社からすると。カジノからしてみると。だから、その7%で仮定する、毎年、年間1,000万人の人が60万円をギャンブルに投じて負けていただくことで成り立つ仕組み。負けていただくことで成り立つ仕組みということですよ。

少なくともこのような人数が来場する広さとかになっているのか。いや、今のUSJでさえその人数、キャパできるのかというレベルの話やのに、世界を見渡してもこの想定で成り立っているカジノはありません。80%は日本国内居住者という仮定ですので、800万人が60万円を毎年ギャンブルに投じてもらわないといけないというノルマがあるんですよ。毎年60万使うというのは、少なくともそれはギャンブル依存及びその傾向にな

っている状態であります。800万人ですので、13～14人に1人が、忠岡町内の人口でいえば1,000人以上がギャンブル依存になってもらわないといけない。それで成り立つというものです。

そんなことで、行政が1,060億円の収入と引き換えに願うということが、まともな日本国のあり方なのかなという、僕は違うと思っています。美しい国とか秩序ある国民性など発言されている政治家、あまたにいます。どう思っているんでしょうかねと。

ただ、簡単に言えば、80万人が毎年600万円負けてくれてもいいので、まあ皮肉にもなりますけど、カジノ賛成派の議員の政治の先生の方々は、ノルマを達成し、納付金1,060億円、早期に成り立たせてもらうために、毎年身銭を切って100万単位で負けてきていただけるのも、それも筋かなと思います。

上記の金額には初期投資や会場等の維持工事などが算入されていない。もともとコロナ前のベースの金額なので、今の税金投入ですね。これがまた新たに発生するのか、より出資を募られるのか。また、カジノはより多くの方に、より多くの金額を負けていただくのか。カジノが経済の起爆剤だということをおっしゃる方もいるんですけど、これを前提にすると現実的ではないのかなと思っています。

ちなみに、日本のギャンブルの一般論から仮定しますと、ギャンブル依存になる割合というのは大体2%です。もうこれ、統計で出ています。ギャンブル依存の方の希死念慮、自殺企図、要は死にたい、そういうふうなことを実行する割合、その中から40%。ですので、800万人の依存割合2%の希死念慮、自殺企図を起こす人たち、40%を掛けると、年間6万4,000人。日本の人口でいうと0.05。「あっ、少ないや。そんなに大しておれへんや」と思うかもしれないですけど、大体、町内人口でいうと大体10人程度ですかね。各、忠岡町の町会で毎年1人ずつ。毎年1人ずつですよ。カジノで自殺もしくは未遂を起こしているなという計算になります。先ほどのギャンブル依存も含めると、ギャンブル依存の人口でいうと男が大体ほとんどです。8割は男がマーケティングターゲットです。

で、考えると、僕の同級生の男の大体7～8人に1人は毎年ギャンブル依存になっていくんですよ。僕、そんな友達関係を今後も続けていく日本には住みたいと思いませんし、そんな国は嫌やと思っています。

以上、このようなことで、よく賭博に裏づけされた福祉の財源をよく引合いに出して報道されたりもしますが、僕、福祉の現場、元現場の方やし、ある程度関わってます。正直、そういうときに言うのは「福祉を免罪符にするな」と。「カジノをするために福祉を免罪符にしないでいただきたい」。そういうことは皆さんの合意した意見です。

以上のことをもちまして、本意見書に無所属の会として賛成させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論ございませんか。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。反対ですか賛成ですか。

2番（河瀬 成利議員）

反対です。

議長（和田 善臣議員）

どうぞ。

2番（河瀬 成利議員）

長々と討論する気はさらさらございません。ちょっと一言お願いします。

慎重審査を求めるといふものの、IRに反対であるということがにじみ出た意見書であります。IRはカジノ施設、ホテル、MICE施設、レストラン、エンターテイメント施設など、カジノの収益を活用して多くの集客施設を民間業者が一体的に整備運営する複合型の施設であると。民間業者の活力と創意工夫を最大限に生かす民設民営の事業であります。

また、大阪舞洲でのIR立地は、世界中から新たに人、物、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、忠岡も含めた大阪の経済成長に大きく貢献することが期待されます。

建設による経済効果及び運営による経済効果、それぞれの直接・間接効果全てを合わせると数兆円となる、非常に大阪の未来、日本の未来にとって希望のある政策であり、IRは大阪にとって何としても進めていかなくてはならないのではないかなと思います。

よって、反対だということの色濃く反映された本意見書に対しては反対いたします。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論ございませんか。

是枝議員。

6番（是枝綾子議員）

本慎重審査を求めるといふ意見書に、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど来からも議論がされておりますが、カジノはギャンブルです。賭博です。で、人の不幸の上に成り立つ経済はあり得ないと私たちは考えます。そのギャンブル依存症を気にしなければ、対策を取らなければいけない。病人を行政がつくるということが本当にいいのでしょうか。

コロナ対策をしないといけない。そういう人の命を救わないといけない。救急隊員の方は本当に頑張って働いている。人の命を救おうと、健康を守ろうと、行政の保健師さん、

様々頑張っているのに、このギャンブル依存症の人を自動的につくってしまうということは、やはり行政がすべきことではないと思います。人の命や健康を守るべき行政でありますから、こういったカジノを進めるよりも、やはりコロナ対策、福祉や教育、保健、こういったところにそのお金を回すべきだと思います。

この意見書については、国にも大阪府・市が計画をもう提出いたしましてということで、国会の中で慎重審査ということがされるということでありますので、やはりこういった点から住民投票、直接請求ですね、そういった求めも府議会で、本来は住民の方が「住民投票をしてくれ」と言えば、住民の声を聞いてやはりすべきなのに、それが、たった半日の審議で反対多数で否決されてしまったということは本当に残念なことであります。

忠岡の中でもやはりカジノはあかんというお声がね、特に女性の方ですね。ということで多いということでもあります。ですからこのカジノ、I R計画。すみません、このI Rの計画の中でカジノの利益がほとんどであります。それで持っていくということですから、やはり人の不幸を当てにして運営していくという、こういう計画はやはりよくないと思います。ですから、慎重審査、国のほうでしていただくというのは当然の住民の声ではないかと思えます。経済優先で、人の不幸はどうでもええねんというふうな、そういう議論ではなく、きちんとこの問題はどうかということ、慎重審査はやはり国のほうでされるべきだと思います。

ということで、そういう慎重審査を求める意見書ということでもありますので、I R、カジノについてどうこうと思っていない方も慎重に審査ぐらひはやっぱりしてもいいでしょうと思うのが当然ではないかと思えます。ですから、慎重審査を求める意見書にご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、意見書第5号「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」（カジノ・I R計画）の承認についての慎重審査を求める意見書の提出についてを、採決いたします。

意見書第5号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（和田 善臣議員）

起立多数であります。

よって、意見書第5号は、原案のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

本件につきましては、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第8 意見書第6号 シルバー人材センターの安定的な事業運営のために適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入にかかる適切な措置を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

シルバー人材センターの安定的な事業運営のために適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入にかかる適切な措置を求める意見書案について、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

シルバー人材センターの安定的な事業運営のために適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入にかかる適切な措置を求める意見書（案）

シルバー人材センター（以下、「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された営利を目的としない公的団体である。地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5（2023）年10月に、消費税において適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入される予定となっている。ところが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは従来あった仕入税額控除ができなくなり、消費税の税負担額が新たに増加する。しかしながら、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きを置いた「生きがい就労」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようとしている高齢者のやる気、生きがいをそぎ、地域社会の活力

低下をもたらすものと懸念される。センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。

よって、本町議会は政府に対し、シルバー人材センターの会員への配分金については、インボイス制度の適切な配慮を講ずるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月29日

泉北郡忠岡町議会

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

本件につきましては、質疑・討論及び委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、これより意見書第6号 シルバー人材センターの安定的な事業運営のために適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入にかかる適切な措置を求める意見書の提出について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認め、意見書第6号については、原案のとおり、可決することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

本件につきまして、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第9 意見書第7号 統一教会と政界との癒着疑惑の解明とその被害救済を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

統一教会と政界との癒着疑惑の解明とその被害救済を求める意見書（案）

世界平和統一家庭連合（以下 統一教会）を巡っては1980年代以降、靈感商法で高価なつぼや印鑑を買わされるなどの被害が続出している。複数の信者が起訴され、有罪判決も受けている。多額の強要的な献金をめぐって民事訴訟を数多く起こされるなど、その活動の違法性が指摘されている。さらに、正体を隠した勧誘活動を広く行ってきたことでも知られ、社会問題性や反社会性がある団体である。

全国靈感商法対策弁護士連絡会によると、確認できた金銭被害は昨年までの約35年間で総額1,237億円、相談は3万4,000件を超えている。

平成30（2018）年、令和元（2019）年には、全国靈感商法対策弁護士連絡会は、全国会議員に対し、慎重な行動を求める声明や要望書を出してきた。

社会的問題のある宗教団体と政界に、不透明な関係があるのなら看過できない。被害が広がる一因にもなりかねない。

しかし、共同通信が全国会議員（712人・欠員1人）を対象にしたアンケートでは、回答のあった583人から与野党を問わず、計106人から、「政治献金を受けた」「パーティー券購入」「選挙活動の支援を受けた。」「行事・会合・集会に出席した」などの接点が明らかにされた。

岸田政権の内閣改造後も次々と統一教会とのかかわりを認める閣僚、副大臣、政務官が現れる中、その全容解明と政府の説明責任を問う声も強まっている。

また、統一教会の被害救済の措置を取ることも重要である。

よって本町議会は、以下の点を政府及び国会に強く要望する。

記

1. 国会議員・閣僚等が自ら、統一教会とその関連団体の関係を進んで明らかにし、今後団体との関係を断つことは、言うまでもないが、国会・内閣の責任において、政界と統一教会との関係の全容解明を行う。
2. 統一教会からの被害者の相談窓口の設置や救済・被害再発防止の対策を行う。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月29日

泉北郡忠岡町議会

以上です。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

本件につきましては、質疑・討論及び委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、これより意見書第7号 統一教会と政界との癒着疑惑の解明とその被害救済を求める意見書の提出について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、意見書第7号について、原案のとおり、可決することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

本件につきまして、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第10 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

本定例会の会議に付された事件は、全て議了しました。

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議長のお許しをいただきまして、閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る9月8日より開会されました本定例会では、ご提案いたしました諸議案について慎重なご審議をいただき、ご賛同、ご可決を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会の開会の挨拶でも申し上げさせていただきましたが、公民連携協定方式によるクリーンセンターの運営方針につきましては、まず住民サービスを第一に、そして忠岡町の今後の財政負担を慎重に考え、熟慮に熟慮を重ね、関連議案を上程させていただきました。

このような中、忠岡町ごみ処理施設調査特別委員会を設置するなど、議員皆様と活発な議論をさせていただき、賛否両論のご意見は頂きましたが、ご可決賜りましたことを心より御礼申し上げます。

今後は、議員皆様から頂きましたご意見を参考に事業を進め、住民の皆様にも丁寧に説明してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

また、その他、本定例会や各委員会を通じまして頂きましたご意見、ご要望につきましては、その趣旨を十分に尊重させていただき、今後の町政運営に活かしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今よりも明日がよくなる忠岡をつくる、美しい日本、美しい忠岡町をつくってまいりたいと希望いたします。どうかご協力お願いしたいと思います。

結びに当たり、議員皆様方にはますますご健勝にてご活躍されますよう心よりご祈念申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は慎重にご審議、ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上をもちまして、令和4年第3回忠岡町議会定例会を閉会いたします。

議員皆様方には、大変ご苦勞さまでございました。

（「午前11時48分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和4年9月29日

忠岡町議会議長 和田 善 臣

忠岡町議会議員 前 川 和 也

忠岡町議会議員 今奈良 幸 子